

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和7年7月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備事業

(2) 業務の仕様等

長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備事業要求水準書のとおり

(3) 履行期間

長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備事業要求水準書のとおり

(4) 履行場所

大村市原町84番6及び池田2丁目1303番8の一部

2 競争入札に参加する者に必要な資格

長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備事業に関する令和6年12月4日付け又は令和7年7月17日付けの競争入札の参加者の資格等（告示）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札の方法等

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める入札説明書に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札は別に指定する入札書（様式3-1）及び入札用封筒（様式3-2）に必要事項を記載して、記名押印のうえ、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。なお、伝送及び郵送による入札は認めない。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

(5) 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、令第167条の2第1項第8号の規定により、総合評価点が最も高い者と見積を行う場合がある。

(6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

(7) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等

住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県県民生活環境部生活衛生課

（電話）095-895-2364

(8) 技術提案書の提出期限及び場所

期限 令和7年9月16日午後5時まで

場所 (7)の部局に、持参又は郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便）により提出すること。

(9) 入札日については、令和7年10月上旬を予定しており、場所等を含めた詳細については別途通知する。

(10) 入札当日が悪天候の場合は、入札を延期することもあるので、事前に(7)の部局へ連絡すること。

4 入札説明書等の交付期間及び場所

期間 この公告の日から令和7年9月9日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
場所 3の(7)の部局。なお、県のホームページから入手することもできる。

5 契約事項を示す場所

3の(7)の部局

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

8 契約保証金

次の各号の期間に応じて、当該各号に定める金額の100分の10以上の金額を納付すること。

(1) 本事業契約の締結日から施設の引渡日までの期間

設計及び建設に関する業務サービス購入料に消費税及び地方消費税の額を加えた金額

(2) 施設の引渡日の翌日以降

当該年度の維持管理・運営業務サービス購入料に消費税及び地方消費税を加えた金額

9 契約保証金の免除

次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 事業者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 事業者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号に規定する財務大臣の指定する金融機関と県との間に工事履行保証契約が締結されたとき。

(3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（様式3-3）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 入札者が入札条件に違反したとき（技術提案書を提出しなかった者及び技術提案書が不合格となった者が入札したとき並びに「長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成18年3月24日17監第544号）」に規定された同系列会社の基準に該当する複数の者が入札をしたときを含む。）。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印した印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印した印鑑が委任状に押印した代理人の印鑑でない場合を含む。）。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術評価点、入札金額に基づく価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2人以上あるときは、技術点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い入札者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (2) 技術評価点は80点とし、必須項目について、事業提案の内容が要求水準を充足していない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。
- (3) 価格評価点は20点とし、入札価格に応じて点数を与える。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。